

韓国における「民主市民教育」に関する一提言

A Proposal " Civic Education for Democracy" in Korea

金 世徳*
KIM Saeduk

It has been put into effect focusing on a school education, but Korean democratic citizenship education has been put by various subjects into effect separately from 1980 's. But it can be said this was a country or society, and that a responsible organization was strong in the original work I have or the purpose to execute the function rather than having democratic citizen upbringing necessary to collective-like living work for the object to raise the degree of satisfaction. Therefore it's possible to think a systematic curriculum and synthetic education weren't performed

キーワード：民主市民教育(Civic Education for Democracy)、憲法価値志向(Constitutional value oriented)、政治性排除 (Exclusion of Political Bias)

1. はじめに

民主市民教育の活性化には、市民の民主市民意識の向上に加えて、民主市民教育に対する市民の共感が不可欠である。本論文では、できる限り早く、民主市民教育が多数の「市民の共感」を得て韓国社会に根付くためには、どのような基調で民主市民教育を推進すべきか、という点について考察を行う。

2. 憲法価値志向

一般的に憲法は、国家のビジョンと歴史を込めた文書であり、国民投票という形式を通じて国民の同意を得た未来志向の価値を含むものと言える。憲法に盛り込まれた内容、含意これらは全て国民との約束だ。韓国の憲法（(制憲憲法)は 1948 年 7 月 12 日に制定され、同年 7 月 17 日に公布された後¹⁾、1987 年まで 9 回改正された。

このような数回の改正にもかかわらず、制定憲法から現行憲法に至るまで第 1 条は「大韓民国は民主共和国だ」「主権は国民にあり、全ての権力は国民から出ている」とあり、民主主義を追求し国民主権を明示している。これは韓国が志向しようとする国家は時代が変わっても「民主共和国」であることを明確にし、国家の主人は国民であることを明らかにしている。政治状況によって間接民主主義または直接民主主義の色彩の強弱は存在して

きたが、その基本精神と価値は今まで持続されている。

今は多くの国で民主主義制度を導入し実現しているが、民主主義制度の導入だけでその国が民主主義国家だとは判断できない。何が民主主義であって民主主義へと繋がる道なのかはその国の国民の民主主義教育水準と政治環境によって左右される。民主主義が達成された国でも国民の生活の満足度が低い国もあれば、民主主義へ繋がる過渡期の段階の国でも国民の生活満足度は高い国もある。ただし今までの一般の歴史書などをみると、古代から現代に至るまで、民主主義を除いては高い水準の生活の満足度を期待し難いという傾向にあるといえる。また、民主市民教育が志向する価値を実現するための制度は、東洋と西洋、時代を問わず民主主義制度を基盤にしなければならないということは、今までの世界近現代史を通じて直接・間接的に明らかにされてきた。他方で、民主主義を高度に実現させていくためには、憲法の基本原理である自由民主主義に基づく民主市民教育が必要ともいえる。

民主主義が韓国教育の一分野で導入されたのは 1945 年以降のことである。混乱期だったこの時期の時代精神が目指したのは民主主義国家の建設であり、そのためには民主主義教育の実施が求められた。

しかし、当時の政治体制や政治環境、国民の意識は自主的な次元の民主主義の教育を導入するまでには達していなかった。グワク・ビョンソン他(1994)は、「韓国の民

*大阪観光大学観光学部／韓国政治史

民主主義教育は西欧式民主主義教育、特に米国の民主主義教育システムを注入する形で導入された」と述べている。それでも民主主義と民主主義教育は新生韓国のしかりとした政治理念と教育理念として受容された。これは人類が普遍的に追求している理想、即ち人間の尊厳が民主主義の基本思想としていることと自由、公正、平等、個性の伸張などを希求するものであり、同時に民主主義の核心的な要素が専制主義と植民地主義を脱皮しようとする新生独立国家の必要とするものに一致するものだったからだ。

主権在民の原則を基にした国家憲法が作られることで民主主義は名実ともに新しい国の諸般の制度と生活方式を規律する原理となった。このように国家の正体を民主主義によって築いたということは、民主主義体制と秩序を市民自身の方式で選択したことを意味する。その帰結として教育は、当然民主主義社会の形成に寄与する市民を形成する責務を持つようになった。この時から民主主義と民主主義教育はお互いを必要とするものとなった。以降、民主主義教育が政治教育、統一教育、女性社会参加教育、法教育、職業教育などの様々な分野に細分化されながら民主市民教育へと変貌してきた。

国家の教育義務²⁾は制定憲法から現行憲法に至るまで国民に与えられた価値であるが、憲法で規定している教育の範疇に民主市民教育が該当するかという異論はあると思われる。制定憲法当時元々この条文の趣旨は成人教育を考慮したというよりは経済力とは関係なく全国民に最小限の知識習得の機会を与えるためのものだった。現代では国家の義務教育の範囲が知識習得を越えて職業訓練、文化芸術、教養、趣味などまで幅広くなっている。今後ますます多様な範囲へと拡大されていくものである。

民主市民教育のために必要な資源を国が負担しなければならないことは、教育を受ける権利および国家の生涯教育振興の義務という憲法的価値に符合する。もちろん、すべての分野の教育の義務を国家が負担することはできないが、憲法の規定の趣旨は、経済力、地域、性別、世代など階層間の相違によって国民の教育を受ける権利に差別を作ってはならないという意味の他に、国家が国民の教育を義務的に実施しなければならないという意味も含まれている。しかし、民主市民教育は複数の場所で実施されているが、関連制度の不備による必須的に伴われる

組織、財政等の人的・物的資源の確保が容易でないため効率性のある推進が十分にできていない。したがって民主市民教育も現実においては十分な資源を有する国家が推進するのがよいと考えられる。

もちろん、長期的には政府などの公共機関が直接主導することで市民自らが民主市民教育を自主的に推進、実施する構造として進められるのが望ましいだろう。しかし、その定着段階に至るまでは政府の先導的役割が求められる。一定期間の後に、家庭と学校での役割が拡張し公共機関の作為による民主市民教育が要らなくなったならば、公共機関が外国人、脱北者などを対象に韓国社会定着に必要な最小限の領域においてだけこれを実施するようなシステムへと発展するのが最も理想的だ。

憲法の価値と精神は民主市民教育において規範である同時に教育理念である。言い換えれば民主市民教育の領域で扱わなければならない理念と価値は憲法が具現、保障しようとする基本精神と権利と義務を志向するものであり、当然ながら憲法精神と価値に反したり、それらを毀損したりすることはできない。

3. 政治性の排除

民主市民教育は、特定対象または階層ではなく不特定多数つまり一般国民・市民を対象に実施する教育であるため、前述したとおり政治性が加味されれば理念教育、思想教育は変質し、政権維持または政権反対のための教育になりその本質が毀損される。民主市民教育は全く非政治的であることはもとより、政治勢力が介入できないシステムの下で推進され実施されなければならない。また政府や地方自治団体の政策広報手段となってもならない。これは当該政権の支持活動と受け止められる余地があるからだ。政府の政策などの広報は当該機関・団体で他の方法で、この原則を国民に知らせればなるだろう。他方で、政治的な中立性を確保するためには、誰が実施主体となるかも重要である。実施主体によって国民の民主市民教育に対する認識と共感性が変わるためだ。

韓国民は社会生活の中で民主市民教育を自律的にも他律的にも、直接的にも間接的にも経験する。被教育者として教育などのきっかけを通じて学習できる機会もあり、政治活動を通じてあるいは市民団体などの構成員と

してもその機会を持つ。現在実施主体によって様々な形で民主市民教育が実施されているが、政治性が加味された民主市民教育も随所で実施されている。ただし、政党で実施されている党員教育や党員研修などは理性的判断力を十分に備えた成人を対象にしているためむしろ民主主義国家で政党活動の活性化のために勧奨されなければならない部門だ。そこで懸念されるのは、韓国環境に合う形で発展していく過渡期的な状況のもとで民主市民教育に政治性が加わり市民意識の培養に重点を置いた教育よりも理念学習手段に変質されることだ。そうした懸念について、ここでは市民社会団体および小・中・高等学校における民主市民教育について検討したい。

まず、市民社会団体³⁾の活動領域での民主市民教育について見てみよう。今まで市民社会団体は政治領域だけでなく民主市民教育でも多くの影響を及ぼし役割を果たしてきた。民主主義の定着過程は市民社会⁴⁾を中心として発展してきた側面もあるが、一方では一部の市民社会の古く狭い理念の枠組みに閉じ込められて行われてきた側面もある。時代によってその特性と役割が違うだけだ。宮原辰夫(2002)は、古代の市民社会は制限された特権階層として国家政策の意思決定に参加し、近現代では国家政策の決定に参加するというよりも批判、監視機能の側面が強いという。国家政策と追求する信念や思想が類似していて当代の政府に同調する活動をする場合もある。韓国の市民社会団体は1987年民主化以降誕生し、政治、経済、環境、労働、女性、文化など多くの分野で社会的問題と関連して政界との連帯、討論、集会、教育、世論造成など多彩な手段を通じて活動しながら誕生・消滅を繰り返し、その系譜を繋いできた。民主市民教育分野でも市民社会団体が持続的な関心を持って法律提案などの多角的な方法を通じて推進してきたが、まだ足踏み状態にとどまっている。

その理由は、韓国の市民社会団体が持つ特性に起因する。韓国の市民社会団体は歴史が短いにもかかわらず他の国に比べて活発に活動してきた。これには政党がその役目を果たせず市民の欲求を満たしていないという背景もあるが、市民社会団体の活動家らの政治的性向に起因する部分もある。つまり市民社会団体がその団体の固有目的の達成に向けた活動と同様に政治性を持って活動をしたために、民主市民教育も市民社会団体が当事者また

主体でありながらも進展できないまま展開されてきたのである。

最近では、市民社会団体に対する市民の認識の変化とインターネットなど代表される市民の個人個人の意見表示手段の多様化を受け、市民社会団体の役割は相対的に弱体化する傾向にある。今までの市民社会団体による民主市民教育活動の過程、市民の認識度、信頼度などを考慮すると、少なくとも民主市民教育領域では市民社会団体が主導してこれを推進するのは現在の韓国社会では多少難しい側面がある。しかし韓国における民主市民教育分野において市民社会団体の影響力と役割は未だ無視できない。政治性が排除された市民社会団体の民主市民教育は政府主導の民主市民教育とは異なり、自律性を持つという点にその意味があり、今後の活動の広がり期待されるところでもある。

ここでもう一つ懸念されるのは小・中・高等学校での民主市民教育である。人性、価値観、判断力、思考力、政治的信念などが完成されていない未成年者に対して学校で行われる民主市民としての意識教育は非常に重要だが、彼らがどのような内容をどのような観点で受け入れるのかも重要である。政治性が加わった民主市民教育は民主市民としての資質を養成するよりは、社会対立の助長者・同調者・援助者を作り出す危険性もある。民主市民としての健全な批判力を育てるのではなく、不平不満で社会や世界を眺める偏狭な思考力を持つ恐れもある。民主市民教育は社会を眺める視点を与え、相違や多様性を認め、思考力を学習・訓練する過程であり、相違の是非を判断する教育ではないことを忘れてはならない。

韓国社会において政治性向の違いによる不要な葛藤や対立化がないとはいえない。こうした現実において、民主市民教育はこうした現象を調整、解決する能力を育てる重要な役割を果たす。そのために政治性を排除した上で、民主市民教育には国家の発展と社会統合のソフトウェアの機能を果たすことが期待されている。

4. 国民的合意の形成

民主市民教育は、民主主義制を実施している様々な国ですでに研究されており、長短の歴史を持って実施されてきた。韓国の場合、市民の共感が十分でない状況で学

者たちの学問研究領域として、また民主市民の養成という本来の目的以外の特定目的を達成する手段として、特定の階層の訓練などの目的でそれが実施されてきた傾向がある。近代以降は学校教育課程を通じて民主市民教育が行われてきたにもかかわらず、それを実感できない市民が意外に多い。その理由は民主市民教育が道徳、社会などと関連した科目に随伴するものであったことに起因するが、民主市民と民主市民教育の定義が韓国社会に正確に確立されていないのがもっとも大きな理由であろう。

最近、韓国社会で一般大衆に民主市民意識がなぜ必要かについて活発に議論されている。これは逆説的にいえば、民主市民意識がまだ満足できる段階に至っていないことの証左でもある。ニュースなどをみると、民主市民教育に対する必要性は誰もが感じ共感しているが、問題の核心は、その必要性が他人にあると考えることである。新倉貴仁によれば、自分の行動に対する合理化・自己愛をもとに他人を眺める二重的思考、歪曲された個人主義思想によって作動している社会は、常時後進性を免れられないだけでなく危機に直面した時その対応力が弱いものである。発達した社会は民主市民意識の評価尺度が個人のポジションによって変わらない。岩崎育夫(1997)著書の、「アジアと民主主義：政治権力者の思想と行動」によれば、近代になって急速な産業化、民主化を経験しながら内面的な意識は民主社会と民主国家を成立するのにやや乏しかったのも事実である。急激な社会変動によって既存の価値観が崩壊され新たな価値観が確立されない時に現れるアノミー(Anomie)現象も究極的には市民意識の欠如が原因である⁵⁾。

韓国にかぎらず、他の国々でも国民的共感を得られる民主市民教育とは何かを明確に定義して推進している事例は多くない。それは民主市民教育の歴史の期間の長短とも関係がない。民主市民教育の定義については学問的にも多くの研究が進められているが、果たしてそれが国民の合意をどれほど得られているのか、という点については疑問も残る。国ごとに民主市民教育の実施背景や目的が時代別に政治状況によって異なる。韓国の場合も同じだ。政治の安定化・政治参加推奨目的の政治教育から教養・趣味教育、基礎秩序など遵法精神教育のような様々な目的または同質の目的でありながらも時代的環境によってそのメッセージを異にして実施されてきた。その結

果、国民は「民主市民教育は何か」明確に認識できずにいる。

だからこそ、国民的共感を得られる民主市民教育が何かについて研究し国民的合意点を見つけなければならない。民主市民教育の概念または定義に関する研究は、既に相当部分で進捗している。まずその国の現実に相応する民主市民教育に関するビジョンについて悩み、答えを導出、提示することから出発しなければならない。そしてそのビジョンについて討論会、公聴会、世論収斂、アンケート調査等の方法を通じて国民的同意を得なければならない。

韓国社会は、昨今の韓国社会が持っている問題点——貧富の差、イデオロギーの異質性、基礎秩序及び法遵守精神の不足、政治不信や無関心、自分と違うことへの偏見・未認定、自己愛中心の事故、過度な個人主義、排他心及び利己心、男女平等の不完全性、世代間の対立など——は何かを分析した上で、その解決策を探るために国民にどのような思考力が要求されるか、あるいは問題に対する否定的結果を最小化することができるのは何か等について世論を形成し、それに対する最適なコンテンツを用意しなければならない。現在の韓国社会で要求される価値観は、遵法、公益、寄付、配慮、共感、利他心、人権、福祉、創意、参加、善など数え切れないほど多い。

このすべては究極的には市民が公共生活を送る上で備えなければならない価値観であり、時代的に要求される使命でもある。これらの中には韓国社会を支え発展させてきたものもあり、まだ初歩段階に過ぎないものもあるが、どれも軽視することはできない。1990年代韓国の圓仏教という宗教団体から「私のせいだ」というチャッチフレーズに国民運動を行ったことがある。当該宗教を信じるかとは関係なく多くの国民が共感したと記憶がある。特定の宗教団体が推進したことから長期間持続されなかったのは多少残念だが、国民への意識改革運動の一環として推進され国民的共感を得たことは大きな意味がある。

民主市民教育は「市民意識改革運動」の性質を多分に内包していると言える。市民意識改革運動はその時代に要求される価値観を拡散・伝播する運動だ。したがって「市民意識改革運動」の延長線上でまた観点で民主市民教育にアプローチすることを通じて国民の合意が得られる教育を実現するための解決策を見出せるはずだ。

5. 段階的な推進

本章では、民主市民教育の段階的な推進について中・長期的な視点から整理する。

(1) 中期的な視点から

民主市民教育は主に学校教育と学校教育関連法に準拠し小中高など公共機関で実施されている⁶⁾。しかし公共機関が所管事務と関連し推進する教育にはいくつかの限界がある。第一に、公共機関別に推進している主な教育目的と内容が該当機関の関連業務中心に行われ、民主市民教育に対する比重が相対的に低くなるという点だ。所管業務に比べて民主市民教育に対する認識度が高くなく財政・時間なども十分ではないため質と量的な側面で制限的にならざるを得ない。

第二に、公共機関別に独自に推進しているため民主市民教育に関する相互支援体系が構築され難いことから効率性が低下するという構造的な問題点がある。また予算・行政力などが重複投入されるという事態も招きかねない。第三に、公共機関内に民主市民教育に対する専門家の不在により、外部依存性が強いいため専門的で充実で体系的な推進には限界がある。

一方、市民団体の主導で実施する場合も自律性は確保されるものの市民団体の特性に応じた政治志向性、体系的な組織の不在によって短期間に終わる恐れがあり、全国的に拡散するには困難となると予想される。

どちらにしてもこのような問題点にもかかわらず、韓国の民主市民教育過程や民主化が事実上 1995 年以降本格化している現状を考慮すると、中期的観点からは、市民自らによる自律的な推進よりは政府が主導することが今後の推進動力を確保するためには望ましいと考えられる。もちろん政府が主導する場合も、前述した問題の他に自律性毀損、一方向性、不要な政治的中立性誤解など様々な問題が発生する恐れもあるが次のような肯定的な効果もある。

まず、市民団体に実施するより政治勢力・集団の介入の可能性が低くなり、政治性が排除された本来の「民主市民教育推進」で市民の共感を引き出すことができる。市民団体は設立目的や活動によって他団体または政治的

利害関係者など対立・葛藤の蓋然性があり、政治勢力や政治集団と連帯して活動又は本来の設立目的と異なる方向へと変質され活動することで構成員や市民から好評を得られない恐れがある。つまり、NPO など市民団体によっては民主市民教育の実施主体として不適当な場合が発生する。ある市民団体が民主市民教育を実施できるか不適合であるかを判断することも不可能だ。実施結果に関する評価も容易ではない。また、いくら客観的な評価要素を整えその基準で評価をすとしても評価する主体が誰なのかも問題になる。問題のある市民団体が民主市民教育を実施すれば、その本質が変わってしまい市民から良くない評価を受けることにもなる。国民の反応を欠く民主市民教育はイベントに過ぎない。また市民団体の利害関係の調整が容易ではないため、立法化の困難なども予想される。

第二は、民主市民教育事業の円滑な推進のためには制度的土台の上に組織、予算、行政力が要求されるが、そこで政府全体を挙げて民主市民教育の支援体制を構築し効率性を向上できるという点だ。つまり政府はその人的・物的資源など行政組織のインフラを活用することが可能であり、市民団体などの主導でこれを推進するより比較的容易である。民主市民教育は特定階層でなく全市民、全国民を対象に実施しなければならないという特性を持っている。そのため全国にわたって体系的な組織を持ち行政を遂行できる組織が当然必要となる。このような要件を満たしているのは公共機関だ。しかしすべての公共機関が民主市民教育の実施主体になれるわけではない。そのため、関連性のある公共機関を選別し、該当する公共機関が民主市民教育を円滑に推進できるように支援し調整できる政府主導の民主市民教育担当機構が必要となる。この新たな担当機構指導の下、関連公共機関間の有機的な支援体制を構築し他の教育課程と連携して民主市民教育課程を組み込みつつ財政も支援し統合的に推進することが、効率性も高まり経済的な側面から見ても望ましい。この担当機構は関連専門家らで構成し、教育プログラムの研究・開発から企画、講義、評価などすべての過程を管掌するようしなければならない。この過程においては公共機関別に推進している民主市民教育および関連教育現況の把握、管理システムの構築、公共機関別の協力事項の協議など事前に準備しなければならない作

業も並行して推進しなければならない。そのためには関連法の整備と制定が前提となる。公共機関間の民主市民教育に関する支援や協力根拠規定が不十分な部分については各個別法を速やかに整備し新しい法律を通じて解決していくことが望ましい。また地方自治体の民主市民教育支援関連条例もともに整備する必要がある。そうすれば、現在公共機関または市民団体別に実施している民主市民教育を統合管理ができ、統一性と一貫性を持ってこれを推進できるからだ。

第三は、政府の主導により、専門家の養成と人的ネットワーク構成及び管理が容易になるという点がある。民主市民教育が活性化するためにはリーダーグループが豊かでなければならない。民主市民教育を担当する専門講師などの専門家を中長期的な計画を樹立して手厚く育成しなければならない。必要に応じて関連学会や研究所に財政支援などを行い専門領域として研究されるようにし、関連学者などが養成されるように誘導する政策を推進しなければならない。専門家はある時点で突然現れるものではなく長期間にわたって育つものだ。可能ならば民主市民教育を担当する機関で民主市民教育講師の資格制度の導入を検討するのも良いだろう。全国を地域別に区分して需要に合った適正数の講師グループを養成、運営して講師の管理をしなければならない。また地域社会で信望を受けている著名人、世論指導層など民主市民としての資質を持ち役割を果たしてきた人物を発掘し圏域ごとに人的ネットワークを構成し、彼らを民主市民教育の講師に活用したりマスコミなどのコラム執筆・寄稿の機会を設けたりすることを通じて民主市民意識の拡大の伝道師として先導的役割を果たせるようにするのも有効である。もちろん、ここでは政治関係者は排除しなければならない。また公共機関が主導する教育であるため政治家型市民運動家も排除しなければならない。時期、教育対象、教育方法・場所、役割により必要に応じて適材適所で活用できる政治性のない人的資源を確保し運用する一方、教養・趣味教育など他分野の講師に民主市民意識を鼓吹する内容の講演も包含するよう呼びかけ、多角的な方向で民主市民教育を推進しなければならない。そのためには専門的な担当機構で地域関係者及び様々な分野の講師を対象に民主市民教育を実施し民主市民教育のグループリーダーを積極的に養成しなければならない。

民主市民教育は中長期計画を立て段階的に推進しなければならないが、中期的には社会的共感が形成される定着段階まで政府計画の下に専任機構で一貫性を持って体系的に公共機関間の有機的な協力体制を構築し、推進し、長期的には後述するが民主市民意識が成長過程、日常の中で自然に体得できるように家庭、学校、市民が中心になって推進できる基盤を整えるべきであろう。

(2) 長期的な視点から

人間は、一生涯教育の中で生活するといっても過言ではない。生まれながら市民としての権利を持って暮らすことになるが、一定の時期に至るまでは原初的な本能に拘束され暮らす。その後、家庭で基礎的なことを学ぶ。話し方など基本的な人生を生きるための方法を学ぶことから教育は始まる。

民主市民の第一歩と言える人間関係における基本礼儀、社会生活の中で守らなければならない基礎秩序・規則なども家庭教育の枠組みで習っていく。人間は家庭で礼儀を身につけ人間性と価値観を形成していく。また、血縁という特殊な集団で共同生活をする時には葛藤しながら成長する。児童は家庭の親や構成員を通じて人生の目的と価値、結婚や職業観、共同生活に必要な規範と価値などを学習するが、これらは生きていく人生観の基礎になる。この点で家庭教育は非常に重要だ。それでも家庭で市民として生きていくことに備えなければならない人性・徳成教育を十分に実施しているかどうかについては疑問も残る。

家庭での人性教育は親の過度な愛情、忙しい日常による無関心、入試という知識中心の教育などで閑視されている。産業化以降の環境の変化とともに家庭教育の様相も変化した⁷⁾。時代によって様態だけでなく家庭教育の内容も変わることは自然な現象ではあるが、急速な産業化の発達過程において自分の家族中心な家庭教育は過度な個人主義・利己主義の深化につながり、時には共同体生活に適合しない価値観を形成する場として否定的に作用をする面もある。

過去の韓国での伝統的な家庭教育は、大家族が共に生活しながら儒教思想を基にした規範を学習しそれを守ることを中心に行われていた。現在は核家族化にともなって個人主義の傾向が強くなり、TV・インターネットの活

用など、教育内容だけでなく教育方法も変化した。また良い大学への入学が人生の成功と直結されるという風潮が蔓延し、児童期から入試教育に集中する家庭教育が一般化した。親の過度な教育熱は過熱課外授業、過剰干渉、過保護などにつながり、このような環境で成長した児童は自己中心的な人間になりやすい。民主市民としての人性が養成されていく時期に入試に偏重された家庭教育によって正しい価値観がゆがめられるという結果をもたらしている。これは将来社会人として社会生活を送る上で他人との不調和、社会の不適應の原因になることもある。

子供は成長しながら学習しなければならない分野が変わっていく。他の子供たちとの共同生活を通じた共同体意識、遊びやスポーツを通じた健康な体力、困難を克服する過程での忍耐力と困難を克服した際に得た達成感、討論を通じた相手の理解・受容性など、知識のほかにも身に付けなければならないことは多い。それは大人に成長するまでは本人の意思と関係なく父母、友達など周辺の人たちによって教えられる。成長期に学習分野に合う適した徳目を指導する親の主な役目だ。

人間は生まれてから市民としての役割を果たすまでには様々な教育を受けるが、成長期から学習した価値観は強い影響を及ぼす。子供にとって家庭環境、親の役割・言動は民主市民として基礎的な資質を形成する上でとても重要だ。子どもの問題は親の問題という言葉があるように親が変わらなければならず、親が変われば子供が変り世の中が変わる。そうした変化が起こるまでの間、私たちは、教育は学校が行うもので子供は学校に入れば学ぶようになると考えて、親の責任を先送りし、子供を放任していないか自問する必要もある。

民主市民教育においては家庭教育は欠かせない重要な領域であり、民主市民教育は家庭から出発すると言っても過言ではない。すでに思考が完成された成人を対象に民主市民教育をするというのは効果が薄い。成長する間に身についた思想、経験などにより受け入れられる尺度が成長期の児童、生徒たちと明確に異なるからだ。民主市民教育においては何より家庭教育の役割及び重要性を認識し、成長過程から市民意識が自然に育まれる社会的な機運が形成されなければならない。さらに関係機関や施設、関連団体などが協力し入試中心の教育が改善されるように誘導する政策を導入して養育・保育過程で人性

教育を強化できる現実的な案を講じなければならない。

韓国教育において民主市民教育が導入されたのもまた1945年以降だった。市民という概念が初めて使われたのもその時期だった。民主主義をもとに民主市民教育を標榜したが、解放と政府樹立など激動期のその時代状況では体系的な民主市民教育を実施することもままならなかった。韓国の民主市民に合致する民主市民教育は、1990年代以降最近のことだ。

韓国の教育活動の根幹となる教育基本法では教育の目的は、学生らが民主市民の資質を備えることにありと明言している。

また中学教育課程・目標及び高等学校教育目標には民主市民としての資質向上を置いている。にもかかわらずこれまでの学校での民主市民教育は国民教育または公民教育の色彩を帯び、特定科目に付随するものとして実施されてきた。学校での民主市民教育はまだ充分と言える段階に至っておらず、現在の教育システムの体制下では理想とほど遠い状況だ。制度的にも民主市民の育成に最も重要な役割を担うべき場所は学校であるが、現実はそのようではない。現行の教育体制における民主市民教育の困難は何よりも入試中心の教育体系に起因する。学校での民主市民教育の活性化にあつて、障害は教師と生徒・父兄たちの民主市民教育に対する認識不足や入試と関係のない科目または分野に対する軽視風潮などである。このほかにも民主市民教育に対する社会全般の無関心と歪曲された認識、実践力が並行されていない理論教育なども民主市民教育の活性化のために解決していかなければならない課題だ。

家庭や学校で民主市民教育をきちんと行えば、社会的・国家的に投入される経費は少なく済み、生活の質と満足度も高くなる。民主市民教育は選択による教育ではなく、現在韓国社会で求められている義務と言っても過言ではない。

6. おわりに（提言）

学校での民主市民教育が活性化されるためにはいくつかの前提条件がある。

第一に、「民主市民教育をどのように学習させるのか」に対する社会的合意を導き出すことである。公論化過程

を通じて政府、学校、教師、学生、保護者など関係当事者が一緒に合意点を導き出し、それを教育政策、入試政策に反映していかなければならないだろう。例えば単に関連教科科目を履修させるなど形式的なものよりは、民主市民としての活動の成果を上級学校進学成績に義務的に反映するなど現実的な案を設けることもできよう。また、理論教育と並行し参加型の教授・授業方式を導入し行動する実践力を育成するため校外活動を強化し直接・間接的に社会経験を体得できるようにすることも重要であろう。

第二に、関連の教科書を整備し民主市民教育を正式科目に採択する必要がある。現在科目ごとに散在している民主市民に関する内容を収集・整備し別途の必須科目として採択し、その他の主要科目と同一に取り扱うことにより学校教育において民主市民教育は定着するものと期待される。幸い 2015 年から人性教育振興法が施行され全国の小中高校で人性教育が実施されている。これは生徒たちに責任感、思いやり、自尊心、当事者意識など共同体的な市民意識を広めるだけでなく、人性を高める一助となるものと期待される。

第三に、関連科目の教師の民主市民教育能力を強化する必要がある。学校教育で生徒たちに最も大きな影響を及ぼす存在が教師だ。インターネット産業の発達した現在、生徒たちは多様な経路を通じて情報を得ているが、教師の価値観は生徒の価値観形成に大きな影響を及ぼす。したがって学校での民主市民教育を活性化するのに関連教師の資質と力量は非常に重要である。さらに言えば教師の価値観や理念が生徒にそのまま注入されるのは望ましくない。一部の教師たちの偏った政治理念は成熟していない生徒たちの社会、国家、世界を眺める均衡感覚を誤らせる恐れがあるからである。

教師は学生がある事物を観察して理性的に判断できる思考力をつける訓練をするための助力者にならなければならない。教育機関は教師が民主市民を養成する教育者としての資質を十分に備えるように専門教育課程に積極的に参加したり研究活動を行えるよう支援しなければならない。教師も民主市民教育のための能力を育てなければならない。関連科目の専任の教師を民主市民教育講師として育成し民主市民教育を専担させることには専門性の相違、時間不足、教授能力の差など様々な限界がある。

必要ならば学校外部の専門民主市民教育の講師を活用することもこのような問題を解決し、生徒たちに多様な民主市民学習を経験させる一案となり得る。前に言及したとおり、外部の専門講師の採用・活用は民主市民教育担当機関で連携して推進すれば済むことである。

民主市民教育において最も重要な主体であり客体は市民または市民団体である。つまり市民団体が民主市民教育の当事者ということである。民主市民教育の活性化のためには市民団体が自律的に活動しなければならない。もちろん民主主義が比較的早く定着したと見える国でも政府が主導的にそれを推進している例は多い。しかし政府が恒久的に主導して推進することは一方向性、硬直性などをもたらし市民の自主性を阻害するおそれがある。市民団体自らがその社会の中で互いに共感しながら柔軟にこれを推進するのが最も健全である。民主市民教育は他の教育よりも公共機関、家庭、学校が市民団体と連携し相互の特性に合った役割を分担し協力して実施する必要がある分野であると言える。

民主市民意識の活性化の進展は市民団体の役割の程度によって左右されることも見ることができる。政府は制度づくり、予算確保、カリキュラムの構成、専門講師養成など市民団体が民主市民教育を自律的に円滑に推進できるようにインフラを構築し、それぞれの市民団体はこれをもとに市民団体の特性を生かして多様な層を対象に民主市民教育を行う。両者が社会の中に参加して行動に実践する時に社会的共感を広げるためのシナジー効果は大きく現われる。このように、長期的観点で見れば民主市民教育は政府など公共機関がハードウェア的な機能を、家庭・学校・市民団体はソフトウェア機能を担当する構造で推進することが最も望ましいだろう。

【謝辞】

本稿の作成に当たり、韓国中央選挙管理員会のパク・ジョンジン事務官にお世話になった。ここに謝意を表す。

【補注】

- 1 韓国民族の歴史を通じて最初の憲法と位置づけられている。「旧韓末（大韓帝国）ホンボム（模範規則）14 条（1894 年 12 月）のように憲法的文書が作られたが、それは一部憲法的内容を盛り込んでいるだけで国の秩序の根幹を定めて

いる成文憲法とは評価できない。臨時政府憲法の場合には憲法レベルでの枠組みは備えていたが、正当な権限と手続きに基づいた憲法制定と見ることは難しいという問題がある。これに 1948 年に制定された憲法を韓国最初の憲法誕生と見るということである。自主的に憲法草案を作り、議論を経て制憲国会で議決することで完成された。しかしその当時の政治状況により避けられない点もあっただろうが、制憲国会を通過した憲法について国民投票を実施しないのはその民主的正当性の限界として残る。それでも国民の間接的承認を受けた民主的憲法として、何より韓民族の力を結集して成し遂げた自主的な憲法としての意味は色あせないだろう」（ジャン・ヨンス（2008）『1948 年憲法制定の歴史的意味』高麗大学校法学研究所、pp. 74-76）

- 2 憲法第 31 条第 1 項は「すべての国民は能力によって均等に教育を受ける権利を有する」。第 5 項は「国家は生涯教育を振興しなければならない」。第 6 項は「学校教育および生涯教育を含めた教育制度と運営、教育財政および教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める」と定めている。
- 3 「市民団体」と称することよりは「市民社会団体」と記述することが適正であると考え、やむを得ず区別して使用した。市民社会という用語に初めて正確な理論的根拠を与えた人はロックだが、彼は自由で平等な個人が社会契約によって構成する社会を市民社会と定義し、これを政府と区別した。アンソニー・ギデンズ著、藤田弘夫監訳(1998)『社会理論と現代社会学』、青木書店
- 4 シン・ヒョンシク(2012 年)は、韓国社会で「市民社会」という概念が 5 つの使われ方をしていると指摘する。すなわち、第一に、「民間」という概念で公共(public)と対比される。第二に、韓国社会を導く主導者層と中産層をさし「民衆領域」と対比される。第三に、市民社会を政治社会(第 1 セクター)、経済社会(第 2 セクター)とは異なる「第 3 セクター」として考えるものだ。第四に、「市民運動が展開される領域」ということである。最後に、狭い意味で「市民団体」を市民社会と呼んだりもする。ホ・スミ(2010)は、「市民社会は市民の自発的な参加を通じて民主主義を発展させる原動力になるとともに、自由に自分の利益を追求する多様な人々の集合体で構成されるために、多くの葛藤を生み出すという否定的な特性を持っている。したがって市民社会が持っている二重性、非合理性、イデオロギーに対する過敏性、経済論理による歪曲の可能性の問題を、市民性教育を通じて克服しなければな

らない」、とした。

- 5 ジャン・ヨンホ(2007)は、アノミーの根源的な原因を韓国社会に内在された「公共性の欠乏」のためだと主張しながら「公共性の危機すなわち、市民的資質としての公共性概念の不足とその実践的不足は既成世代と青少年世代のいずれにも該当する深刻な問題点だ。また公共性の概念は多元主義社会に適合した多元性(個別性)の中でも普遍性を担保できなければならない、日常生活で自発的に実践されなければならない。普遍性の概念は現実的に公益性という姿で現れ、公益性が公共性とは言えない。公益が向上して物質水準が豊かになったとしても必ずしも望ましい社会になるわけではないからだ。多様な批判的意見が交換する疎通があり、少数の人権も尊重されてこそ健全な公共性が形成されかねないからだ。後者の実践性の最も基本的な形は公共秩序を守る基本生活態度の習慣化だ」とした。
- 6 キム・ギヒョン(2011)は「民主市民教育は単に教育プログラムとしてではなく社会統合に向けた共同体の価値に対する共感帯形成、地域の問題を解決するための資源との協力基盤構築、地域社会と企業、政府など多様な教育資源と連携するための努力を含む。民主市民教育関連法は基本原則と党派的であり、特定した団体や個人の利益を擁護する教育を禁止することを明示しており、性別、宗教、障害、経済的地位による差別禁止と教育機会の平等を包括している」と分析した。
- 7 「産業化以前の伝統社会においては生活と生産と教育が明確に分離されずに統合されて行われてきた。児童は家庭で生活しながら生産に関連した知識及び技能を学び、地域社会の中で社会的規範と価値を学習することができた。産業化により生産が家庭から分離され、教育の機能が家庭や教会から国家が管理して運営する体制に変化していった。生産と教育の場であった家庭は社会の専門化と分化によってその統合的機能を喪失することになったのだ。しかし技術の加速的発達には産業社会が創出した大規模な生産方式、大衆教育制度など生産と文化を含む生活様式に変化をもたらしている」（ハウ・ドソル(1995 年 6 月)教育学用語辞典、ソウル大学教育研究所）

【引用・参考文献】

- イ・ヘジュ(2010)『市民教育の意味と方法』ソウル：民主化運動記念事業会
- カン・ヨンヒェ他(2011)『民主市民教育活性化方策研究』韓国教

育開発院

- キム・ギヒョン(2011)「持続可能な民主市民教育発展案」社会統合と民主市民教育、討論会及びワークショップ
- キム・ハンギョ(2009)「韓国の状況と民主市民教育：必要性や課題」『韓国学論集』第 38 集、pp. 291-311
- グワク・ピョンソン他(1994)『民主市民教育:民主市民資質向上を支援する韓国教育の課題』韓国教育開発院
- コ・ソンギョ(2014)「学校の教科での政治・選挙 学習内容と民主市民教育」韓国社会科授業学会
- ジャン・ヨンス (2008)『1948 年憲法制定の歴史的意味』高麗大学校法学研究所、pp. 74-76
- シン・ヒョンシク(2012)「市民社会と民主市民教育」『韓国民主市民教育学会報』第 13 冊第 2 号、pp. 29-50
- ハウ・ドンソル(1995)『教育学用語辞典』ソウル大学教育研究所
- チョ・チャンレ(2012)「民主市民教育」『韓国民主市民教育学会報』第 13 冊第 2 号、pp. 71-92
- チャ・ミョンゼ(2003.10.19)「民主市民教育と韓国の危機状況、市民社会フォーラム」、中央日報、6 面
- バク・ソンヨン(2007)『統合教科を通じた英国の市民教育、民主市民教育の戦略と課題』ソウル：オルム
- バク・ソンヨン(2011)「英国の青少年政策と市民教育考察」、『青少年文化フォーラム』Vol.26、pp. 67-90
- ペ・ヨンジュ(2013)「世界市民の役割課題を中心とした世界市民教育の再構想」『教育科学研究』第 44 集第 2 号、pp. 145-167
- ホ・スミ(2010)「市民教育の特徴と市民性教育の方向」、韓国社会教科教育学会
- 宮原辰夫(2002)「「市民」の歴史と近代の「市民社会」：歴史から学ぶ現代の市民像」、『湘南フォーラム：文教大学湘南総合研究所紀要』、6 巻、pp. 5-12
- 岩崎育夫編(1997)「アジアと民主主義：政治権力者の思想と行動」研究双書；no.471、アジア経済研究所
- 新倉貴仁(2014)「ナショナリズムと社会変容：第一次大戦後から高度成長期までの「文化」を視軸として」、東京大学博士論文